

令和6年度事業報告書

自 令和6年5月1日
至 令和7年3月31日

第1 総括

1 被害者支援を巡る情勢

令和6年度の神奈川被害者支援センターの活動を振り返ってみると、当センターの主力の事業である電話相談、カウンセリング、直接支援の実施件数が軒並み対前年比で増加しており、着実に被害者のニーズに応じた支援が行われたと実感しております。

性犯罪の被害者に対する被害者支援が増えており、特にカウンセリングを希望する被害者の増加が見られました。このような情勢下において、神奈川被害者支援センターは、神奈川県、神奈川県警察そして当センターで構成する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を構成する一員ですが、サポートステーションの対象犯罪から漏れ落ちた犯罪（痴漢等）についても、積極的に被害者支援ができるよう「漏れの無い支援」そして潜在化しやすい犯罪被害者にも支援の手を差し伸べられるよう努めました。

また、平成24年10月から受託した「いのちの大切さを学ぶ教室」については、内容の充実を図るとともに新たなリーフレットを作成し、特に、実施の必要性に鑑みて各市町村、関係機関等に対し実施の働き掛けを強力に推進しました。

具体的な活動状況としては、電話相談受理状況は、対前年比ではプラス290件、カウンセリング実施状況は、対前年比ではプラス195件で大幅に件数が増加した。当センターの独自事業である直接支援実施状況は、対前年比ではプラス248件と大幅な増加となりました。

県民の犯罪被害者への理解と、被害者支援活動の重要性、必要性和被害者支援への協力の確保を目的とした「犯罪被害者週間キャンペーン」が、毎年11月25日から12月1日までと定められています。この期間内の一日を活用し、県、県警察、神奈川県弁護士会、横浜地方検察庁、法テラス等と協力して新都市センターそごう前においてキャンペーンを実施し、パネル等の展示や県警音楽隊による演奏、啓発グッズの配布などを行いました。

一方、財政面での強化では、既存の支援者、協力者等に対する引き続きの支援をお願いするとともに、新たな資金調達の方策として新規助成金申請先の開拓に努めました。

また、赤い羽根福祉基金特別プログラム「被害者やその家族等への支援活動助成」事業への応募を行い、助成金の獲得に努めました。この助成事業は、犯罪・交通事故・性暴力・DV・児童虐待等による被害者やその家族・遺族を支援する民間の非営利活動(事業)を、資金面から応援する目的で実施するものであります。日本財団に対する助成金申請も従来より増額要求に努めました。

各警察署の犯罪被害者支援ネットワーク総会、各地区のロータリークラブ及びライオンズクラブの例会における講話による財政的支援のお願いや企業に対する団体賛助会員への入会、寄付の依頼等を多角的に行いました。寄付金付自動販売機の設置、募金箱設置、ホンデリング活動等による財源の確保に向けた活動も継続し、活動資金獲得のための諸活動を推進し、多くの方から賛同を頂き、活動財源確保に努めました。

2 会員の状況

令和7年3月31日現在、正会員数は171名、個人賛助会員は139名、団体賛助会員は394団体（合計704名・団体）であった。

3 会費の状況

令和6年度に会費を納入していただいた正会員は158名、個人賛助会員は117名、団体賛助会員は354団体（合計629名・団体）であった。

4 寄付の状況

令和6年度の寄付は、個人56名、団体58団体であった。

第2 支援事業等の実施状況

1 電話相談事業等

電話相談事業は、県相談電話（サポステ）業務を受託していることから、祝休日及び年末年始を除く月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までの間、ハートラインかながわは月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、電話相談員が1日延4名で被害者等からの相談にあたりました。

令和6年度に受理した電話相談等は1,084件、その内来所相談は7件でありました。また、若者に向けたSNS相談窓口も継続して行い、電話による相談を不得手とする若年層の潜在被害に適切に対応できるように努めました。

2 カウンセリング事業

今後もカウンセリングの需要は、伸びることが認められることから、体制の強化を図るためカウンセラーの委嘱に努めました。その結果として、令和6年度中、登録カウンセラーによるカウンセリングを417回実施しました。

3 直接的支援事業

令和6年度中、裁判所や検察庁、法律相談等への付添い支援を719回実施しました。

4 被害者の自助グループ支援事業

自助グループ「ジュピター」は、交通事故被害者遺族のためのグループセミナーで、令和6年度の実施としてジャーナリスト・ノンフィクション作家の柳原三佳さんをお招きし、執筆された「真冬の虹」の中の事例を交え、個別事例を話した。全13回開催して被害者の早期回復を支援しました。

5 「いのちの大切さを学ぶ教室」事業

県警察からの委託事業として、平成24年から県下の中学・高校に対して実施してきましたが、開催件数が伸び悩んでいたことから、令和6年度においては、当センターが自主的に関係先に開催の働き掛けを行うように努めました。令和6年度の開催件数は、43件であった。

6 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

神奈川県、神奈川県警察、法テラス、横浜市などの関係機関・団体との会議、研修会、講演会等に参加して情報の共有と連携に努めました。また、県下各警察署で実施している犯罪被害者支援ネットワーク会議は、殆どの警察において対面で開催されたことから、被害者支援の重要性・必要性について改めて説明を行いました。犯罪被害者等のニーズに対応するための支援調整会議を実施し支援活動を推進しました。市の条例制定に向けた活動にも取り組み、民間被害者支援センターとして制定の必要性について説明を行いました。

次表は、令和6年度の活動状況であります。

No	日時	活 動 内 容
1	R 6 . 4 . 11	厚木商工会議所講演
2	4. 15	全国ネット新任事務局長会議
3	4. 16	全国ネット全国事務局長会議
4	4. 18	横浜保護観察所との打合せ
5	4. 24	逗子警察署被害者支援ネットワーク会議
6	4. 26	相模原市犯罪被害者等支援有識者会議
7	5. 14	神奈川県弁護士会打合せ
8	5. 29	小田原市犯罪被害者等支援に関する懇談会
9	6. 7	横浜市犯罪被害者等施策に関する懇談会
10	6. 11	令和 6 年度全国ネット定時社員総会
11	6. 13	平塚被害者支援ネットワーク会議
12	6. 17	藤沢北地区被害者支援ネットワーク会議
13	6. 18	港北被害者支援ネットワーク会議
14	6. 24	神奈川県被害者支援連絡協議会第 2 6 回総会
15	6. 28	瀬谷署被害者支援ネットワーク会議
16	7. 31	鎌倉市条例制定懇談会
17	8. 7	小田原市犯罪被害者等支援に関する懇談会
18	8. 20	市町村実務担当者会議
19	9. 10	神奈川県弁護士会等四者による検討会
20	9. 17	神奈川署被害者支援ネットワーク会議
21	10. 2	関東甲信越ブロック事務局長会議
22	10. 4	令和 6 年度全国犯罪被害者等支援実務者会議
23	10. 8	戸塚被害者支援連絡協議会
24	10. 18	全国犯罪被害者支援フォーラム2024
25	10. 24	支援関係機関ネットワーク会議
26	10. 28	大船地区被害者支援ネットワーク会議
27	10. 31	川崎署被害者支援ネットワーク会議
28	11. 5	葉山署被害者支援ネットワーク会議
29	11. 7	宮前署被害者支援ネットワーク会議
30	11. 8	藤沢被害者支援ネットワーク会議
31	11. 11	山手署被害者支援ネットワーク会議
32	11. 12	中原地区被害者支援ネットワーク会議
33	11. 13	南署被害者支援ネットワーク会議
34	11. 14	大和・綾瀬被害者支援ネットワーク会議
35	11. 15	小田原地区被害者支援連絡協議会
36	11. 19	秦野被害者支援ネットワーク会議
37	11. 21	加賀町署被害者支援ネットワーク会議
38	11. 22	高津署被害者支援ネットワーク会議

39	11. 22	津久井署被害者支援ネットワーク会議
40	11. 28	海老名被害者支援ネットワーク会議
41	11. 28	横浜市犯罪被害者等支援市民講演会
42	12. 1	相模原北「命のメッセージ展」
43	12. 2	横須賀被害者支援ネットワーク会議
44	12. 3	川崎幸被害者支援ネットワーク会議
45	12. 4	相模原南被害者支援ネットワーク会議
46	12. 5	戸部被害者支援ネットワーク会議
47	12. 6	田浦署被害者支援ネットワーク会議
48	12. 9	高津地区被害者支援ネットワーク会議
49	12. 10	伊勢原被害者支援ネットワーク会議
50	12. 11	横浜水上署被害者支援ネットワーク会議
51	12. 12	泉地区被害者支援ネットワーク会議
52	12. 13	川崎多摩被害者支援ネットワーク会議
53	12. 16	横須賀南被害者支援ネットワーク会議
54	12. 17	栄被害者支援ネットワーク会議
55	12. 19	緑署被害者支援ネットワーク会議
56	12. 23	伊勢佐木署被害者支援ネットワーク会議
57	R6. 1. 20	金沢被害者支援ネットワーク会議
58	1. 28	磯子被害者支援ネットワーク会議
59	2. 4	麻生被害者支援ネットワーク会議
60	2. 5	鎌倉地区被害者支援ネットワーク会議
61	2. 6	川崎臨港署被害者支援ネットワーク会議
62	2. 14	座間署被害者支援ネットワーク会議
63	2. 18	相模原北署被害者支援ネットワーク会議
64	2. 20	川崎市犯罪被害者等支援有識者会議
65	2. 20	令和6年度性犯罪被害者対応研修会
66	2. 22	保土ヶ谷少年補導員連絡会研修会
67	2. 27	三浦地区被害者支援ネットワーク会議
68	2. 28	東京・仙台弁護士会のサポステ視察及び会議

7 被害者支援活動に関する広報啓発事業等

広報啓発事業として次のとおり実施しました。

- (1) 「犯罪被害者週間（11/25～12/1）」におけるキャンペーン活動は、犯罪被害者等に対する国民の理解と配慮、社会環境を構築することを目的としており、横浜駅東口の新都市プラザで開催致しました。このキャンペーンは毎年11月25日から全国で展開されており、神奈川県では、神奈川県、神奈川県警察、神奈川被害者支援センターの三者が共催

し、実施しました。キャンペーンでは、パネル等の展示や県警音楽隊による演奏、啓発グッズの配布などを行いました。また、今回のキャンペーンでは、昨年に続き神奈川県警備業協会青年部の皆様の協力を得て実施することができました。

(2) 広報誌ハートメッセージによる情報発信、啓発活動

ハートメッセージ39号4,000部、40(特集号)号6,000部(計10,000部)を作成し、会員のほか警察署、市区町村、病院等の関係機関、団体等に配付し、被害者支援センターの活動の周知に努めました。

また、機関誌(ハートメッセージ)の内容の充実を行い、当センターの知名度、認知度をアップさせる観点から、各種の広報媒体を通じた活動をより詳細に掲載することにより、更なる協力者、支援者の獲得を図ることとしました。具体的には、当センターが推進しようとしている「漏れの無い支援」「潜在被害者に対するきめ細やかな支援」をアピールして、当センターの活動に賛同して頂けるようにしました。

「埋もれている協力者等」の発掘に繋がるよう内容の刷新にも努めました。

(3) ホームページ(インターネット)の積極的な活用

県内企業・団体等に団体賛助会員の入会や寄付金の依頼をする場合に、相手方企業・団体が当センターの概要等を確認するのはホームページであることから、その重要性を認識し、活動内容、組織の信頼度、好感度を向上させるとともに、わかりやすい内容、新しい情報の更新に努めるようにしました。

(4) 他機関等による当センター(サポートステーション)の視察等

令和6年12月4日、神奈川県公安委員会の委員が当センターを視察されました。当センター役員との検討会では、被害者支援の現状についての質問が多数ありました。

また、令和7年2月28日東京・仙台弁護士会の弁護士15名が当センターを視察しました。視察後の検討会では、「神奈川県のサポステのシステムは、県、県警察そして民間の被害者支援団体が連携して被害者支援に取り組む体制は、他県のモデルとなる」と述べられた。

(5) 関係団体による広報活動

県下各警察署被害者支援ネットワーク総会にて広報・啓発活動等について要請を行い、警察署関係団体等が、市(区)民まつり等の機会を通じて被害者支援の広報(募金)活動を推進していただいた。

(株)ジェイコム湘南・神奈川と神奈川被害者支援センターは連携して、被害者支援制度への理解と周知を深め、地域社会の連携強化を促進することで公共の安全と福祉、また、安全・安心なまちづくりに資する社会・地域貢献活動を目的に連携協定を締結致しました。

駅頭等のキャンペーン(主催は管轄警察署・センターは協賛)活動では、警察署と連携し、駅等の利用者を対象にパンフレット、ウェットティッシュ等を配布しての広報啓発活動を行った。

(6) 駅頭等のキャンペーン(主催は管轄警察署・センターは協賛)

警察署と連携し、駅等の利用者を対象にパンフレット、ウェットティッシュ等を配布しての広報啓発活動を実施した。

ア 小田原警察署(小田原駅東西自由通路)

11月15日(金)午後3時から

イ 高津警察署(JR武蔵溝の口駅前)

11月22日(金) 午後3時から

ウ 相模原南警察署 (相模大野駅北口ロータリー)

11月29日(金) 午前11時から

(7) 「命のメッセージ展」

日時：12月1日(日) 12:00～16:00

場所：ミウィ橋本5階インナーガーデン

主催：相模原橋本ロータリークラブ

後援：相模原市、神奈川被害者支援センター

神奈川被害者支援センターは、相模原橋本ロータリークラブ様と共催でJR橋本駅ミウィ橋本（相模原市緑区橋本3-28-1）5階インナーガーデンにおいて「命のメッセージ展」を開催いたしました。当センターの副理事長で相模原商工会議所副会長である原 幹朗が発起人となり、犯罪や事故、いじめなどによって理不尽に奪われた被害者の命の重さを考え、「いのちの大切さ」への理解を深めてもらうことを目的に開催致しました。

(6) 講師派遣

令和6年度は、外部団体の要請に基づく講師派遣を44回実施した。

	期 日	団 体	対 象 者
1	R6. 4. 2	横浜ひかりライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
2	4. 5	横浜戸塚中央ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
3	4. 17	平塚湘南ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
4	4. 18	横浜青葉ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
5	4. 19	横浜瀬谷ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
6	5. 9	保土ケ谷ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
7	5. 14	秦野あづまライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
8	5. 17	横浜港南台ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
9	5. 21	横浜田園ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
10	5. 22	横浜港南ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
11	5. 24	川崎麻生ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
12	6. 4	小田原ライオンズクラブ	社会奉仕活動者
13	6. 12	藤沢ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
14	7. 5	横浜東ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
15	7. 12	青葉署青少年補導員研修会	青少年補導員
16	7. 16	相模原緑保護区保護司会研修会	保護司
17	7. 19	相模原中央保護区保護司会研修会	保護司
18	9. 5	横浜南陵ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
19	9. 5	横浜みどりライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
20	9. 13	横浜中ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
21	9. 20	川崎幸ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
22	9. 27	厚木地区保護司会研修	保護司
23	10. 16	第三管区海上保安庁研修会	行政機関

24	10:22	秦野商工会議所女性会講演	経済人、民間人
25	10:23	綾瀬更生保護女性会講演	保護司
26	11:1	神奈川東ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
27	11.6	JAIFA神奈川県協会講演	民間人
28	11.12	高津区保護司会研修会	保護司
29	11:19	川崎南ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
30	11:29	横須賀ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
31	12:6	寒川ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
32	12:10	泉区更生保護女性会講演	保護司
33	R7.1.27	横浜MM21ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
34	1.30	津久井中央ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
35	2.4	金港ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
36	2.6	横浜泉ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
37	2.27	川崎高津ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
38	3.6	藤沢北西ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
39	3.10	横浜保土ヶ谷ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
40	3.12	横浜西ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
41	3.17	秦野丹沢ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
42	3.19	横須賀ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
43	3.27	横浜寿ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者
44	3.28	秦野ライオンズクラブ例会	社会奉仕活動者

8 研修・養成事業

(1) 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座

かながわコミュニティカレッジが主催する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（初・中級）」と、「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（上級）」を実施した。受講生の中から7名の方がボランティア相談員に採用された。

(2) 研修会等の実施

当センターの相談員のスキルアップを図るため、実例に基づく検討や、弁護士、関係機関等からの部外講師による月例研修会を12回、特別研修を4回実施した。

(3) 全国被害者支援ネットワーク主催のスキルアップ研修会への参加

全国ネットフォーラム・秋期全国研修会（東京）に参加、関東甲信越ブロック事務局長会議（幹事県群馬県）に参加した。

秋期全国研修会は、10月19日、20日に開催された

第3 管 理（令和7年1月1日現在）

1 管理体制

理事長	村 尾 泰 弘
副理事長	堀 本 久美子
副理事長	原 幹 朗
理 事	藤 木 幸 太
理 事	太 田 良 勝
理 事	山 田 一 子
理 事	井 村 浩 章
理 事	須 藤 浩 之
理 事	藤 本 育 子
専務理事	永 野 弘 幸（常勤）
監 事	松 本 純 也
監 事	樋 口 隆 幸

計 12名

2 執行体制

所 長（専務理事）（常 勤）	事務統括	1 名
副所長（執行役員）（常 勤）	統括補佐	1 名

（1）事業課

所員（常 勤）	事業課長	欠
所員（常 勤）	課長補佐（課長事務代行）	1 名
所員（非常勤）	課員	3 名

（2）総務課

所員（常 勤）	総務課長	欠
所員（常 勤）	総務課長補佐	1 名
所員（非常勤）	経理担当	3 名

計 10名